

資料

1. 計画の策定経過

■ 平成30年度

平成30年9月25日	第2回 春日部市子育て支援審議会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画に伴うアンケートの実施について
平成30年11月5日～ 12月5日	アンケート調査実施 ・就学前児童保護者アンケート（配布数：3,000人・回収数：1,661人） ・小学生保護者アンケート（配布数：2,000人・回収数：1,116人）
平成31年3月26日	第3回 春日部市子育て支援審議会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画に伴うアンケート調査の報告について ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュール

■ 令和元年度

平成31年4月25日	第1回 春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和元年6月28日	第2回 春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和元年7月23日	第1回 春日部市子育て支援審議会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について（諮問）
令和元年10月1日	第2回 春日部市子育て支援審議会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和元年10月17日	第3回 春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和元年11月1日～ 12月2日	市民意見提出手続き（パブリックコメント）の実施
令和元年12月19日	第4回 春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和2年1月24日	第3回 春日部市子育て支援審議会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和2年1月31日	第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について（答申）

2. 策定体制（春日部市子育て支援審議会、庁内推進委員会）

春日部市子育て支援審議会条例（平成17年10月1日条例第97号）

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、春日部市子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、関係行政機関に意見を具申することができる。

（委員）

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 児童の福祉に関する事業に従事する者

(2) 学識経験者

(3) 児童に関する教育の関係者

(4) 子どもの保護者

(5) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第4条 審議会に、特別な事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、その職を解くものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に係りのある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員又は臨時委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則 (平成30年3月16日条例第6号)

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

委員名等

(敬称略)

	氏名	役職など	備考
1号委員	白石 和歌子	春日部市主任児童委員連絡会代表	副会長
	篠崎 誠	埼玉県越谷児童相談所所長	
	山口 潤	春日部市自治会連合会副会長	
	小宮 英展	信愛保育園園長	
	永田 京子	春日部市地域子育て支援協議会会長	
2号委員	相川 徳孝	聖学院大学人文学部教授	会長
3号委員	太田 勝基	認定こども園ふたば園長	
	白井 達男	春日部市立宮川小学校校長	
	古賀 好江	春日部市PTA連合会運営委員	
	小保方 敏美	青少年育成春日部市民会議会長	
4号委員	青木 秀	子どもの保護者	
5号委員	飯塚 悦子	公募に応じた市民	

委嘱期間:平成30年7月1日～令和2年6月30日

諮問

春こ政発第1065号
令和元年7月23日

春日部市子育て支援審議会
会長 相川 徳孝 様

春日部市長 石川 良三

第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について（諮問）

春日部市子育て支援審議会条例（平成17年10月1日条例第97号）第2条第1項の規定により、第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

答申

春こ審発第9号
令和2年1月31日

春日部市長 石川 良三 様

春日部市子育て支援審議会
会長 相川 徳孝

第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について（答申）

令和元年7月23日付け春こ政発第1065号で諮問のあった第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について、慎重に審議した結果、概ねその内容を妥当と判断し、その旨答申します。

なお、審議過程において出されました意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれるよう要望します。

意 見

本審議会は、春日部市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で積極的な討議を重ね、慎重に審議してきました。

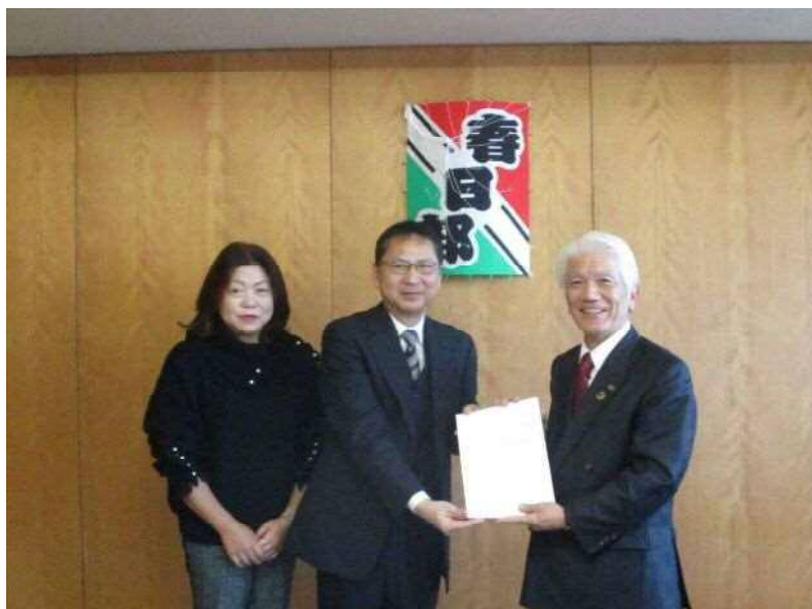
今回諮問された第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）は、子ども・子育て支援法に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層推進していくため、次世代育成支援行動計画や母子保健計画、新・放課後子ども総合プランを包含するとともに、子どもの貧困対策の方向性を示す、子ども・子育て支援策を総合的・一体的に進める計画であります。

第1期計画から継承する基本理念「明るい笑顔、つながる地域、みんなで子育て、かすかべっ子」を実施していくため、行政が中心となり、市民や企業、保育所（園）・認定こども園・幼稚園、学校、地域の関係団体がそれぞれの役割を認識し、相互の連携・協力によって推進してください。

なお、第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画の推進に当たっては、次に掲げる内容に留意されますようお願いいたします。

第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画に基づく取組の推進に当たって

- (1) 審議過程において出された意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれない。
- (2) 策定後の進行管理を適正に行うよう努められたい。
- (3) 時代に即した計画となるよう、計画策定後も必要な見直しや検討を進められたい。
- (4) 子育てに関する各種情報を必要としている子育て世帯に、積極的に発信するよう努められたい。



春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会要綱

(設置)

第1条 本市の子ども・子育て支援事業計画を推進するため、春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。
- (2) (仮称)第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、こども未来部次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども政策課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。
(春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会要綱の廃止)
- 2 春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会要綱（平成29年5月29日制定）は、廃止する。

別表（第3条関係）

政策課長 財政課長 交通防犯課長 市民参加推進課長 生活支援課長
生活支援課保護担当課長 高齢者支援課長 障がい者支援課長 こども相談課長
保育課保育所担当課長 健康課長 健康課健康づくり担当課長 商工振興課長
公園緑地課長 住宅政策課長 学校総務課長 学務課長 指導課長 社会教育課長
文化財保護課長 スポーツ推進課長 中央公民館長

3. 事業一覧（基本目標1～4の施策・事業一覧）

基本目標	基本施策	施策	No	事業名	担当課
基本目標1. 多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育の環境整備	1. 1. 子育てサポートの充実	① 地域における児童の育成	1	ファミリー・サポート・センター事業	こども政策課
			2	放課後児童健全育成事業	保育課
			3	子育て支援活動団体への支援	こども政策課
			4	春日部市子育て支援審議会	こども政策課
		② 子育て世代支援体制の拡充	5	子ども家庭総合支援拠点	こども相談課
			6	子育て世代包括支援センター運営事業（利用者支援事業母子保健型）	こども相談課
			7	子育て支援策の推進	関係課
		③ 子育て相談、情報提供体制の充実	8	地域子育て支援拠点事業	こども政策課 保育課
				9	家庭児童相談
			10	ブックスタート事業	こども政策課
			11	子育てガイドブック・子育て支援マップ	こども政策課
			12	子育て情報メールの配信	こども政策課
			13	子育て電話相談	保育課
			14	ハーモニー相談	市民参加推進課
			15	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	生活支援課
			16	子どもに関する相談	生活支援課
			17	教育相談事業	指導課
	1. 2. 教育・保育事業の充実	① 各種教育・保育事業の充実	18	子どものための教育・保育給付（子ども・子育て支援給付）	保育課
			19	子育てのための施設等利用給付（子ども・子育て支援給付）	保育課
			20	延長保育事業	保育課
			21	一時預かり事業	保育課
			22	病児・病後児保育事業	保育課
			23	地域子育て支援センター事業	保育課
			24	子育て短期支援事業	こども政策課
		② よりよい教育・保育のための環境整備	25	保育所（園）・認定こども園・幼稚園と小学校・義務教育学校との連携を図る事業	保育課
			26	幼稚園など行事への参加	保育課
			27	複合型子育て支援施設整備事業	障がい者支援課 保育課
	フ・1 3. ワーク・ライフ・バランスの推進	① ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	28	ワーク・ライフ・バランス啓発事業	市民参加推進課
			29	育児休業制度・再雇用制度などの啓発	商工振興課
			30	ハローワーク求人情報や内職求人情報の提供	商工振興課
		② 男女の協力による子育ての推進	31	男女の協力による子育ての推進	市民参加推進課

基本目標	基本施策	施策	No	事業名	担当課
基本目標2. 子どもの健やかな成長の支援	2. 1. 親と子の健康生活の充実	① 母子の健康保持の支援	32	母子健康手帳の交付	こども相談課
			33	妊婦健康診査	こども相談課
			34	妊婦歯科健康診査	こども相談課
			35	予防接種	健康課
			36	乳幼児健康相談	こども相談課
			37	4か月児健康診査	こども相談課
			38	10か月児健康診査	こども相談課
			39	1歳6か月児健康診査	こども相談課
			40	1歳6か月児健康診査歯科指導	こども相談課
			41	(親子教室) 1歳6か月児健康診査2次指導	こども相談課
			42	3歳5か月児健康診査	こども相談課
			43	3歳5か月児健康診査歯科指導	こども相談課
			44	(幼児教室) 3歳5か月児健康診査2次指導	こども相談課
			45	ゴミニケーション・健康情報カレンダーによる情報提供	健康課 こども相談課
		46	保健センターの充実	健康課	
		② 健康教育の支援	47	両親学級(ママパパ学級)	こども相談課
			48	孫育て教室	こども相談課
			49	乳幼児応急手当講習会	こども相談課
		③ 訪問指導による育児支援	50	かすかべびーず訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	こども相談課
			51	妊婦産婦訪問	こども相談課
			52	養育支援訪問事業	こども相談課
			53	新生児訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	こども相談課
		④ 不妊・不育症に関わる経済的支援	54	早期不妊検査費助成事業	こども相談課
			55	不育症検査費助成事業	こども相談課
			56	早期不妊治療費助成事業	こども相談課
		2. 2. 食育の推進	① 食に関する情報提供・学習機会の実施	57	保育所給食
	58			離乳食教室	こども相談課
	59			学校給食	学務課 指導課
	2. 3. 健康教育の充実	① 性や性感染症予防および喫煙・薬物乱用防止に関する知識の普及	60	思春期の知識の普及	健康課
			61	未成年者飲酒・喫煙防止キャンペーン	健康課 社会教育課
			62	保健体育・健康教育	指導課
	2. 4. 小児医療の充実	① 小児医療の確保・充実	63	春日部市小児救急夜間診療所の運営	健康課
			64	小児救急医療支援事業	健康課
65			在宅当番医制運営事業	健康課	

基本目標	基本施策	施策	No	事業名	担当課
基本目標3. 地域へのみで育つ環境への向上	3-1. 地域での見守りと声かけネットワークづくり	① 防犯体制の強化・地域安全活動の推進	66	防犯体制整備事業	交通防犯課
			67	防犯システム設置事業	交通防犯課
			68	うごく子ども110番	学校総務課
			69	学校警察連絡協議会	指導課
			70	防犯教室・防犯研修会	指導課
			71	非行防止パトロール	こども政策課
			72	防犯パトロール	社会教育課
			73	こどもかけこみ110番	社会教育課
			74	通学路における街頭防犯カメラ設置事業	交通防犯課
	3-2. 生きる力を育む教育環境の整備	① みんなで支える次世代の親づくり	75	地域とのふれあい	保育課
			76	中学生社会体験チャレンジ事業	指導課
		② 確かな学力の向上	77	少人数指導	指導課
			78	道徳教育	指導課
			79	体育指導	指導課
		③ 各分野の連携による豊かな心身の育成	80	総合的な学習の時間	指導課
			81	学校評議員制度	指導課
			82	就学時健康診断	指導課
		④ 地域ぐるみの教育力の向上	83	スポーツ少年団事業	スポーツ推進課
			84	家庭教育学級	中央公民館
		⑤ 子どもの健全育成と未来を担う人材育成の推進	85	青少年健全育成条例普及啓発活動	こども政策課
			86	青少年育成春日部市民会議の支援	こども政策課
			87	青少年育成推進員の支援	こども政策課
			88	青少年相談員の支援	こども政策課
			89	年少リーダー研修会	中央公民館
	90		未来を育む奨学金（未来を担う人財育成事業）	学務課	
	91		英語検定料助成（未来を担う人財育成事業）	学務課	
	3-3. 心豊かに育つ場づくり	① 子どもの居場所づくりの推進	92	学習を目的とした児童への場所の提供	市民参加推進課
			93	子育てふれあい公園リニューアル事業	公園緑地課
			94	放課後子ども教室	社会教育課
			95	青少年地域活動・ボランティア活動推進事業	社会教育課
			96	子どもを対象とするスポーツ教室などの実施事業	スポーツ推進課
		② 地域の活動・交流拠点づくり	97	児童館運営事業	こども政策課
			98	ハーモニーフェスタ	市民参加推進課
			99	かすかべ郷土かるた大会	こども政策課 社会教育課
			100	土器作り教室	文化財保護課
			101	体験講座（夏季講座も含む）	文化財保護課
102			各種体験教室や学習講座の実施	中央公民館	

基本目標	基本施策	施策	No	事業名	担当課
基本目標 3. 地域への安心・安全な居場所づくり	3.3. 心豊かに育つ場づくり	② 地域の活動・交流拠点づくり	103	子どもの読書活動推進	社会教育課
			104	おはなし会	社会教育課
		③ 世代を越えた交流の推進	105	三世代交流事業	高齢者支援課
			106	三世代交流スポーツフェスティバル	中央公民館
			107	ふれあい大学における小学校連携事業	高齢者支援課
		④ つながりの輪づくり	108	地域交流会	保育課
			109	子育て意識啓発ポスターなどの掲示	市民参加推進課
			110	子育てサロン	生活支援課
					こども相談課
		111	赤ちゃんの駅	中央公民館	
		3.4. 放課後の安心・安全な居場所づくり	① 新・放課後子ども総合プランの推進	112	【再掲】放課後児童健全育成事業
	113			一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	保育課
					社会教育課
	114			【再掲】放課後子ども教室	社会教育課
	115			放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策	保育課
					社会教育課
	116			小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	保育課
					社会教育課
	117			放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る関係部門の具体的な連携に関する方策	保育課
		社会教育課			
118	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	保育課			
		社会教育課			
119	地域の実情に応じた放課後児童クラブの保育時間の延長に係る取組	保育課			
120	放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策と、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	保育課			

基本 目標	基本 施策	施策	No	事業名	担当課
基本目標4. すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり	4.1. 援助が必要な子どもと保護者への支援	① 障がいのある子どもの育ちの支援	121	障害児保育	保育課
			122	特別支援教育	指導課
			123	放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	保育課
			124	児童発達支援・放課後等デイサービス (障害児通所給付事業)	障がい者支援課
			125	言語障害児指導訓練(障害児・者生活支援事業)	障がい者支援課
			126	肢体不自由児機能回復訓練 (障害児・者生活支援事業)	障がい者支援課
			127	難聴児への補聴器購入費の助成 (難聴児補聴器購入費助成事業)	障がい者支援課
			128	児童発達支援センターふじ学園	障がい者支援課
			129	障がいのある児童の移動支援(移動支援事業)	障がい者支援課
			130	障がいのある児童の一時預かり (日中一時支援事業)	障がい者支援課
			131	発達の気になる児童の支援 (子どもの発達支援巡回事業)	障がい者支援課
		② 障がいのある子どもと保護者への支援	132	障害のある児童への生活サポート (障害児・者生活サポート事業補助金)	障がい者支援課
			133	特別児童扶養手当(特別児童扶養手当支給事業)	こども政策課
			134	障害児福祉手当(特別障害者手当等給付事業)	障がい者支援課
			135	育成医療(自立支援医療支給事業)	こども政策課
			136	家族に対するレスパイトケア(在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金)	障がい者支援課
		③ ひとり親家庭の自立支援	137	ひとり親家庭等医療費支給事業	こども政策課
			138	児童扶養手当支給事業	こども政策課
			139	遺児手当支給事業	こども政策課
			140	交通遺児援護金支給事業	こども政策課
			141	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	こども政策課
	142		母子生活支援施設への入所	こども相談課	
	143		母子家庭及び父子家庭自立支援給付金	こども政策課	
	144		母子家庭及び父子家庭に関する事業の情報提供	こども政策課	
	④ 子どもの貧困対策	145	子供の貧困対策に関する大綱に基づく取組	関係課	
		146	ひとり親家庭の子どものための学習支援事業	こども政策課	
	4.2. 子育て家庭への経済的支援	① 各種経済的支援	147	児童手当支給事業	こども政策課
			148	こども医療費支給事業	こども政策課
149			入院助産事業	こども相談課	
150			未熟児養育医療給付事業	こども政策課	
151			生活保護事業	生活支援課	
152			要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	学務課	

基本目標	基本施策	施策	No	事業名	担当課
基本目標4. すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせる仕組みづくり	4.3. 子育てバリアフリーのまちづくり	① 子どもと一緒に歩ける道路交通環境の整備	153	保育所における交通安全教室の実施	保育課
			154	交通安全施設設置事業	交通防犯課
			155	街路灯設置事業	交通防犯課
			156	交通安全教室	交通防犯課
			157	交通指導員設置運営事業	交通防犯課
			158	交通災害見舞金制度事業	交通防犯課
			159	シートベルトおよびチャイルドシート着用の徹底	交通防犯課
	4.4. 児童虐待防止対策の充実	② ゆとりある居住環境の整備	160	市営住宅管理事務	住宅政策課
			161	要保護児童対策地域協議会	こども相談課
	4.4. 児童虐待防止対策の充実	① 児童虐待防止の啓発活動の推進	162	児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発活動	こども相談課
			163	児童相談	こども相談課

4. 用語解説

本計画書に使用されている主な（*の付いた）用語の解説について、五十音順で記載しています。

アルファベット

M字カーブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

女性の年齢別就業率をみると、結婚出産期に当たる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下し、その後上昇し、グラフを描くとM字カーブになることからこう呼ばれている。

P D C A サイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

計画の推進において、Plan（計画の策定）－Do（計画の実行）－Check（実施状況の確認・評価）－Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。

S N S・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、インターネット上で社会的なネットワークを構築することができるサービスのこと。

あ行

赤ちゃんの駅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

外出中、おむつ替えや授乳が必要になったときに、気軽に立ち寄れる場所のこと。

か行

義務教育学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校のこと。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされている。

小学校の6年間を前期課程、中学校の3年間を後期課程に設定している。

合計特殊出生率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

子ども・子育て関連3法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- ① 「子ども・子育て支援法」
- ② 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」
- ③ 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

子ども・子育て支援新制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、主なポイントは次の7点である。

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④ 基礎自治体（市町村）が実施主体
- ⑤ 社会全体による費用負担

- ◎ 政府の推進体制
- ◎ 子ども・子育て会議の設置

さ行

市町村子ども・子育て支援事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

た行

待機児童・・ 1

保育所入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが、保育所に入所していない児童のこと。(他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している児童などを除く。)

な行

認定区分・・ 36

子ども・子育て支援法第19条で規定される、教育・保育施設を利用するにあたり、市町村から認定を受ける次の3つの区分のこと。

- 1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園、認定こども園（教育利用））を希望する小学校就学前の子ども
- 2号認定：満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども
- 3号認定：満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども

認定こども園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

小学校就学前の子どもを対象に、教育と保育を一体的に提供する機能と、地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類に分類される。

は行

バリアフリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

子育て中の親とその子ども、高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上での障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。子育て中の親とその子どもの利用に配慮した整備やサービスを備える施設などを整備することを「子育てバリアフリー」という。

や行

ユニバーサルデザイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107

バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指しているのに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、最初からすべての人に使いやすいように配慮された製品や情報、環境などのデザインのこと。

幼児教育・保育の無償化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

令和元年10月1日から開始された3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償となる制度のこと。0歳から2歳までの住民税非課税世帯も対象となる。

幼児教育アドバイザー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、地域の幼児教育施設等を巡回し、教職員に対し教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。

5. 市の取組（年表）

年	月	主な取組	
平成27年	2月	外谷津第二公園の整備（子育てふれあい公園リニューアル事業） 大沼第3公園の整備（子育てふれあい公園リニューアル事業）	
	3月	春日部市子ども・子育て支援事業計画の策定	
	4月	子ども子育て支援新制度スタート 八木崎放課後児童クラブ3を整備し供用開始 南桜井放課後児童クラブ2を分割し供用開始	
	5月	武里南保育所を整備し供用開始	
	6月	予防接種情報提供サービス「かすかべっこ予防接種ナビ」の導入	
	10月	内牧放課後児童クラブ2を整備し供用開始	
	平成28年	1月	月1回春日部第1児童センター（エンゼル・ドーム）で休日家庭児童相談を開始
		2月	みどり第1公園の整備（子育てふれあい公園リニューアル事業）
		3月	子育て支援マップの改定版を作成（40,000部配布）
		4月	中野放課後児童クラブ増設整備 立野放課後児童クラブ3を整備し供用開始
平成29年	7月	小・中学校普通教室等のエアコンが全校一斉稼働 小児救急夜間診療所の開設	
	1月	川辺放課後児童クラブ3を整備し供用開始	
	2月	豊町第4公園の整備（子育てふれあい公園リニューアル事業）	
平成30年	10月	こども医療費の窓口払いを廃止する対象機関の範囲を接骨院などに拡充	
	1月	ひとり親家庭等医療費について市内指定医療機関において窓口払い廃止及び自己負担金廃止	
平成31年	3月	春日部市子ども・子育て支援事業計画における中間年の見直しを実施 備後第1公園の整備（子育てふれあい公園リニューアル事業）	
	4月	子育て世代包括支援センターの開設（ぼっぼセンター） 早期不妊検査費助成事業・早期不妊治療費助成事業開始 保育所と児童発達支援センターの機能を併せ持つ 複合型子育て支援施設の整備事業に着手（令和3年4月供用開始予定） 児童生徒のチャレンジ精神の向上を図るため未来を担う人財育成事業を開始	
	1月	子育て世代包括支援センターの愛称が「ぼっぼセンター」に決定	
	3月	元町公園の整備（子育てふれあい公園リニューアル事業）	
	4月	県内初の義務教育学校となる江戸川小中学校の開校 江戸川小中学校に江戸川放課後児童クラブを開設 放課後児童クラブ保育時間の延長（放課後～18時30分⇒放課後～19時） 不育症検査費助成事業開始 保育所等における使用済みおむつ持ち帰り廃止や保育コンシェルジュ配置など、5つの子育て応援パッケージの実施	
	令和元年	5月	こども医療費、ひとり親家庭等医療費について市内指定医療機関等をはじめ、埼玉県立小児医療センターにおいても、窓口支払い全額廃止
		11月	通学路に街頭防犯カメラの設置を実施（令和4年度まで概ね46台設置予定）

第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：春日部市 こども未来部 こども政策課

編集：こども未来部 こども政策課

住所：〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地

TEL：048-736-1111（代表）

FAX：048-733-0220

URL：<http://www.city.kasukabe.lg.jp/>